（その１）

収　支　報　告　書

平成 28 年分

（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）

1. 政治団体の名称　いっきかい 一輝会

2. 主たる事務所の所在地　福島県福島市南中央2-29-3

3. 代表者の氏名　追分拓哉

4. 会計責任者の氏名　山川正人

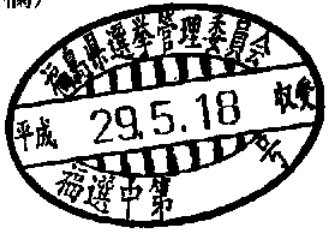
（事務担当者の氏名）

斉藤　康雄

（電話）

024-938-1000

（収受欄）



政治団体の区分

- □ 政党
- □ 政党の支部
- □ 政治資金団体
- □ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- □ その他の政治団体の支部

資金管理団体の指定の有無

□ 有　☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

平成　年　月　日から

平成　年　月　日まで

活動区域の区分

- □ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- □ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　増子　輝彦

公職の種類　参議院議員(現職)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　年　月　日から

平成　年　月　日まで

（選管使用欄）

団体番号	審査記載	入力	
5076	☑	□	

（その２）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	*5,632,652*
（前年からの繰越額）	*2,172,514*
（本年の収入額）	*3,460,138*
支　出　総　額	*4,259,093*
翌年への繰越額	*1,373,559*

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	*1,550,000*
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	31人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	*0*	
（うち特定寄附）	*0*	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	*0*	
(ウ) 政治団体からの寄附	*0*	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	*0*	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	*0*	
イ　政党匿名寄附	*0*	
合計　（ア　＋　イ）	*0*	

（その３）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
一輝会総会	160,000	会費5,000円×32名（H28.3.2）
一輝会Lの会	395,000	会費1,000円×395名（H28.4.30）
一輝会臨時総会	110,000	会費5,000円×22名（H28.9.14）
一輝会国政報告会望年会	1,245,000	会費5,000円×249名（H28.12.4）
この頁の小計	1,910,000	
合　　計	1,910,000	

（その6）

（6） その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	138	／
合　　計	138	／

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支　出　の　総　括　表

項　　目	金　　額	備　　考
1　**経　常　経　費**		
(1)　人　件　費	0	
(2)　光　熱　水　費	0	
(3)　備品・消耗品費	300	〃
(4)　事　務　所　費	119,608	〃
小　計	119,908	〃
2　**政　治　活　動　費**		
(1)　組　織　活　動　費	49,000	〃
(2)　選　挙　関　係　費	0	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	1,590,185	〃
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣　伝　事　業　費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　そ　の　他　の　事　業　費	1,590,185	〃
(4)　調　査　研　究　費	0	
(5)　寄附・交付金	2,500,000	〃
(6)　そ　の　他　の　経　費	0	
小　計	4,139,185	〃
合　計	4,259,093	〃

(その14)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費（事務用品代）	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考

この頁の小計	0
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	300
合計	300

注) この様式は、資金管理団体のみが、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。
「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

（その14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（通信費）	
支出の目的 （1件当たり5万円以上のもの）	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ハガキ代	52,000	28.4.8	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
〃	20,800	28.10.31	〃	〃	
ゆうメール代	13,593	28.11.1	〃	〃	
この頁の小計	86,393				
その他の支出 （1件当たり5万円未満のもの）	21,011				
合計	107,404				

注） この様式は、資金管理団体のみが、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。
「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

（その14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（事務管理費）	
支出の目的 （1件当たり5万円以上のもの）	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査料	10,800	28.5.18	税理士常田稔雄事務所	福島県郡山市芳賀三丁目1番2号	
この頁の小計	10,800				
その他の支出 （1件当たり5万円未満のもの）	1,404				
合計	12,204				

注） この様式は、資金管理団体のみが、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。
「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の日的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

（2）政治活動費の内訳		項　目　別　区　分	組織活動費（行事・会議費）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備　考
一輝会役員会	49,000	28.3.14	(有)幸味亭	福島県福島市五月町8番10号	
この頁の小計	49,000				
その他の支出	0				
合　　計	49,000				

(その14)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の事業費（総会）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
一輝会総会会場費	140,000	28.3.30	(株)ウエディングエルティ	福島県福島市野田町一丁目10番41号	
この頁の小計	140,000				
その他の支出	2,000				
合計	142,000				

(その14)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の事業費（臨時総会）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
一輝会臨時総会会場費	102,000	28.9.14	(株)ウエディングエルティ	福島県福島市野田町一丁目10番41号	
この頁の小計	102,000				
その他の支出	1,500				
合計	103,500				

(その14)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の事業費（Lの会）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
一輝会Lの会会場費	268,385	28.4.30	(株)ウエディングエルティ	福島県福島市野田町一丁目10番41号	
一輝会Lの会司会料	20,000	28.4.30	高橋ゆうこ	福島県福島市陣場町4-10	
一輝会Lの会品代	90,000	28.5.10	(株)三義漆器店	福島県会津若松市門田町漆器工場団地	
この頁の小計	378,385				
その他の支出	0				
合計	378,385				

(その14)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の事業費（国政報告会望年会）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
一輝会国政報告会望年会 会場費	900,000	28.12.13	(株)ウエディングエルティ	福島県福島市野田町一丁目10番41号	
一輝会国政報告会望年会 カレンダー代	64,800	28.12.13	民進党福島県参議院選挙区 第3総支部	福島県郡山市虎丸町10-4	
この頁の小計	964,800				
その他の支出	1,500				
合計	966,300				

（その14）

（2）政治活動費の内訳		項目別区分	寄付・交付金（寄付金）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
寄付	1,000,000	28.2.29	民主党福島県参議院選挙区第3総支部	福島県郡山市虎丸町10－4	
〃	500,000	28.5.16	民進党福島県参議院選挙区第3総支部	〃	
〃	1,000,000	28.12.27	ニュー政治経済研究会	東京都千代田区九段北4-3-26 政文堂ビル4F	
この頁の小計	2,500,000				
その他の支出	0				
合計	2,500,000				

(その16)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し
2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
③ 政治資金規正法監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年5月15日

政治団体の名称　　一輝会

会計責任者の氏名　山川正人　㊞

代表者の氏名（解散団体のみ）　㊞

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
2　解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成２９年４月７日

一輝会
代表　追分　拓哉　殿

登録政治資金監査人　[redacted]
登　録　番　号　　第２２５８号
研修修了年月日　平成２８年７月２０日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、一輝会の平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書（※１）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、一輝会の主たる事務所（※２）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書（※１）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書

等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

３　業務制限

一輝会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、一輝会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上

（※１）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第１７条第１項に規定する報告書」とすること。

（※２）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。

（注）政治資金監査を事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

①　作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合

②　同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合